

監査基準報告書 210「監査業務の契約条件の合意」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 210</p> <p style="text-align: center;"><b>監査業務の契約条件の合意</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第5号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《5. 監査契約の締結における追加的な考慮事項》 (省 略)</p> <p>《(3) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場合》</p> <p>17. 関連する法令等により、監査報告書について、一般に公正妥当と認められる監査の基準の要求事項と著しく異なる様式や用語が規定されていることがある。この場合、監査人は、以下を評価しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表監査から得られる保証について誤解が生じる可能性があるかどうか。</p>	<p>監査基準報告書 210</p> <p style="text-align: center;"><b>監査業務の契約条件の合意</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 <u>最終改正</u> 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第5号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《5. 監査契約の締結における追加的な考慮事項》 (省 略)</p> <p>《(3) 法令等により監査報告書の様式又は用語が規定されている場合》</p> <p>17. 関連する法令等により、監査報告書について、一般に公正妥当と認められる監査の基準の要求事項と著しく異なる様式や用語が規定されていることがある。この場合、監査人は、以下を評価しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表監査から得られる保証について誤解が生じる可能性があるかどうか。</p>

新	旧
<p>(2) 誤解が生じる可能性がある場合、監査報告書に追加的な説明を記載することによって、そのような可能性を軽減できるかどうか（監基報 706 参照）。</p> <p>監査人は、このような誤解が生じる可能性を、監査報告書に追加的な説明を記載することによっても軽減できないと判断した場合、法令等により要求されていない限り、監査契約を締結してはならない。このような法令等に準拠して実施される監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠したものではない。したがって、監査人は、監査報告書に、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施された監査であることを示すような記載を行ってはならない（A37 項参照。監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 50 項参照）。</p>	<p>(2) 誤解が生じる可能性がある場合、監査報告書に追加的な説明を記載することによって、そのような可能性を軽減できるかどうか（監基報 706 参照）。</p> <p>監査人は、このような誤解が生じる可能性を、監査報告書に追加的な説明を記載することによっても軽減できないと判断した場合、法令等により要求されていない限り、監査契約を締結してはならない。このような法令等に準拠して実施される監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠したものではない。したがって、監査人は、監査報告書に、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施された監査であることを示すような記載を行ってはならない（A37 項参照。監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」第 45 項参照）。</p>
<p><b>《Ⅲ 適用指針》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><b>《Ⅲ 適用指針》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p><b>《6. 監査契約の締結における追加的な考慮事項》</b></p> <p><b>《(1) 法令等により財務報告の基準が補完されている場合》</b>（第 14 項参照）</p>	<p><b>《6. 監査契約の締結における追加的な考慮事項》</b></p> <p><b>《(1) 法令等により財務報告の基準が補完されている場合》</b>（第 14 項参照）</p>
<p>A35. 認知されている会計基準設定主体の設定する財務報告の基準が、法令等により定められた財務諸表の作成に関連する追加的な要求事項によって、補完されていることがある。そのような場合、一般に公正妥当と認められる監査の基準を適用する目的で適用される財務報告の枠組みは、識別された財務報告の枠組みと、法令等による追加的要求事項（識別された財務報告の枠組みとの間で不整合のない事項に限られる。）の両者から構成される。例えば、財務報告の基準により要求される注記事項に追加して、法令等による注記事項が規定されている場合や、財務報告の基準において認められている会計方針等の選択の範囲が、法令等により制限されている場合が挙げられる。なお、監査基準報告書 700 第 15 項は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価することを要求している。</p>	<p>A35. 認知されている会計基準設定主体の設定する財務報告の基準が、法令等により定められた財務諸表の作成に関連する追加的な要求事項によって、補完されていることがある。そのような場合、一般に公正妥当と認められる監査の基準を適用する目的で適用される財務報告の枠組みは、識別された財務報告の枠組みと、法令等による追加的要求事項（識別された財務報告の枠組みとの間で不整合のない事項に限られる。）の両者から構成される。例えば、財務報告の基準により要求される注記事項に追加して、法令等による注記事項が規定されている場合や、財務報告の基準において認められている会計方針等の選択の範囲が、法令等により制限されている場合が挙げられる。なお、監査基準報告書 700 第 13 項は、財務諸表において、適用される財務報告の枠組みについて適切に記述されているかどうかを評価することを要求している。</p>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《Ⅳ 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><b>《Ⅳ 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div>	<p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月 21 日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div>
<p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p>

以 上